

(別紙)

令和3年度新潟県教育委員会ストレスチェック制度業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度新潟県教育委員会ストレスチェック制度業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託業務の実施目的

- (1) 教職員自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止する。
- (2) ストレスの原因となる職場環境を改善するきっかけを作る。

4 対象者及び所属数

教育庁本庁各課及び出先・教育機関並びに県立学校に勤務する教職員 約6,600人
うちインターネット利用（以下「ICT実施」という。）者 約5,500人
紙調査票利用（以下「調査票実施」という。）者 約1,100人

所属 種別	本庁	出先機関 教育機関	高等学校	中等教育 学校	幼稚園	特別支援 学校	小計
所属数	9	10	83	6	1	25	134

※分校を含む

5 ストレスチェック制度実施体制

- (1) 実施責任者
総括安全衛生管理者・学校総括安全衛生管理者（教育次長）
- (2) 実施管理者
健康管理責任者・学校健康管理責任者（福利課長）
- (3) 実施者
次の者による共同実施体制とする。
ア 福利課保健師
イ 受託者が確保する産業医又は医師
ウ 産業医、学校管理医、健康管理医（以下「産業医等」という。）
- (4) 実施事務従事者
ア 福利課担当職員
イ 各所属の副安全衛生管理者
ウ 受託者が指定する者で、本事業を担当する者

6 委託業務

- (1) ストレスチェックの実施
- (2) ストレスチェック未受検者に対する受検勧奨
- (3) 職員へのストレスチェック結果通知
- (4) 高ストレス者の抽出・医師面接指導勧奨
- (5) ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及び所属への通知

- (6) 集団ごとの集計・分析結果報告書の作成
- (7) 集団分析結果活用研修会の開催、評価

7 各業務の概要

(1) ストレスチェックの実施

ア 実施時期

令和3年10月の委託者が定める時期に3週間程度の期間で行う。

イ 対象者データ

委託者は受託者へストレスチェック対象者のデータを事前に提供する。なお、対象者の追加・変更があった場合は、その都度対応する。

ウ 調査票様式

厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」に委託者が事前に受託者へ提供する基本属性（所属名、所属コード、氏名、職員コード、生年月日、性別）等を加えたものとする。

エ 実施方法

ICT実施を基本とし、インターネット使用環境にない者及び障害や業務の都合でICT実施が困難な者は調査票実施とする。

① ICT実施

- ・ 受託者はICT実施に当たり、専用サイトの設定や調査票の準備を行うこと。
なお、専用サイトを用いる場合は、対象者が入力操作しやすいようマニュアル等を作成する。
- ・ 受託者はICT実施により回答する者に対し、9月下旬までにメールを送信し、調査票へ回答できるようにする。
- ・ 入力操作に係る問い合わせに対応できるよう相談窓口を設置する。
- ・ ICT実施は10月下旬までとし、以降は入力できないものとする。

② 調査票実施

- ・ 調査票、返信用封筒及び対象者リストを作成し、委託者が提供する実施通知（所属長あて・職員あて）とともに、各所属へ9月下旬までに送付し、11月上旬までに回収する。
- ・ 調査票には所属名、所属コード、氏名、職員コードをあらかじめ印字する。
- ・ 返信用封筒は、職員が所属へ調査票を提出する際に使用するもの(a)及び所属が職員の提出した調査票をとりまとめて受託者へ送付する際に使用するもの(b)の2種類とし、(a)には提出先、提出期限、提出にあたっての確認、注意事項を記載した文書を同封し、(b)にはあらかじめ返送先（受託者の住所・名称）を印字する。
- ・ 調査票の郵送にあたっては、個人情報紛失することのないよう、配送業者との調整を十分に行う。

オ ストレスチェックの実施状況及び受検率の報告

ストレスチェックの受検期間、受託者は委託者に対し、ストレスチェックの県全体及び所属単位での実施状況や受検率を定期的に報告する。

カ ストレスチェック結果の評価は、厚生労働省が「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）」で示している「素点換算表」を用いて換算し、その結果を評価する。

(2) ストレスチェック未受検者に対する受検勧奨

受検期間中の委託者が指示する時期に所属別受検状況リストを作成し、所属長へメール又は郵便等で送付するとともに、ICT 実施の未受検者には受検勧奨メールを送信する。

(3) 職員へのストレスチェック結果通知

ア ICT 実施の場合

ICT 実施の受検者には自身の結果を閲覧・出力する権限を付与し、ストレスチェック実施後から 11 月末日まで結果を画面上で確認できるようにする。

イ 調査票実施の場合

個人ごとの結果に所属名・所属コード、氏名・職員コードを印字し、所属名及び氏名が見える窓空き封筒（「親展」の記載のあるもの）に封入した上で、所属ごとに専用封筒にまとめ、11 月下旬までに所属あて送付する。

(4) 通知する内容

以下のとおりとし、過去にストレスチェックを受検した者については、前年度の結果と比較できるようにする。

① 個人ごとのストレスプロフィール

個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもので、次の 3 つの項目ごとの点数を含む。

- ・ 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目
- ・ 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ・ 職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目

② ストレスの程度（高ストレス、面接対象者に該当するかどうかを示した評価結果）

③ セルフケアのためのアドバイス

④ ストレスチェックの目的や結果の見方の説明

(5) 高ストレス者の抽出・医師面接指導勧奨

ア 高ストレス者の抽出

マニュアルに示されている「評価基準の例（その 2）」に準拠し、以下のいずれかを満たす者を高ストレス者とする。

① 「心身のストレス反応」の 6 尺度の合計点が 12 点以下である者

② 「仕事のストレス要因」の 9 尺度及び「周囲のサポート」の 3 尺度の計 12 尺度の合計点が 26 点以下であって、かつ、「心身のストレス反応」の 6 尺度の合計点が 17 点以下である者

イ 高ストレス者への医師面接指導の勧奨、申出先、申込方法の通知

受託者は上記アに定めた基準により、医師面接指導等の対応を要する高ストレス者を抽出し、委託者からの指示により、高ストレス者のうち医師による面接指導が必要とされた職員に対して、面接指導の勧奨、面接指導の日程及び会場案内、申出先、申出方法について通知する。

ICT 実施の場合の通知は、結果判定画面表示後に引き続いて表示することとし、調査票実施の者に対しては、7 (3) イの結果送付の際に同封する。

ウ 面接指導の実施

高ストレスと判定され、面接指導を希望する旨申し出た受検者に対し、県内 10 地区程度（新発田・新潟・三条・長岡・魚沼・南魚沼・十日町・柏崎・上越・佐渡）において、予約制の面接指導会を 12 月下旬までに開催する。

また、受託者は面接指導を実施する医師を予め確保するとともに、委託者と協議の上、開催日、会場等を決定し、新型コロナウイルス感染症対策（会場、医師の選定、対象者の衛生管理等）を徹底し実施する。

なお、開催方法については、原則、対面での面接とするが、やむを得ない場合にはオンラインでの面接を実施する。その場合は、会場の確保・パソコン等備品の用意及びアシスタントの配置等も行う。

面接指導会開催後速やかに委託者が指定する様式により委託者へ結果を報告する。

(6) ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及び所属への通知

ア 集計・分析する集団

集計・分析する集団 約 166 か所

受託者はストレスチェック結果をもとに、別表 1 の単位により集計・分析すること。

なお、集計・分析する集団は、ストレスチェックを受検した職員が 10 名以上の集団を基本とし、個人が特定されないよう分析すること。

イ 集計・分析の方法及び分析結果への記載事項

マニュアルにおける「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」、「仕事のストレス判定図」をもとに集計分析し、結果の傾向・解説等を記載のこと。

また、集団ごとの集計・分析結果は尺度の得点の平均及び今年度の県教育委員会全体の平均を比較したものとし、過去 2 年間の結果と比較できるようにすること。

なお、仕事のストレス判定図は、集計・分析する集団を全て示した分布図とすることとし、分析方法や結果の表示方法については事前に委託者と協議すること。

エ 集計・分析結果報告書の作成及び報告（別表 2 を参照）

① 委託者への個人データの報告

受託者は個人データ一覧を CSV 形式又はエクセル形式で 11 月下旬までに委託者へ提出すること。

個人データ一覧は 7 (1) イのストレスチェック対象者データに次の項目を加えたものとする。

- ・ 回答結果
- ・ 素点と素点換算による尺度の合計点
- ・ 7 (5) アに記載された尺度の合計点
- ・ 高ストレス者該当の有無
- ・ 面接指導対象の有無

② 集計・分析結果報告書の報告

受託者は別表 1 の区分により集団ごとの集計・分析結果の報告を書面により 2 部提出するほか、PDF データ形式で 12 月中旬までに委託者へ送付すること。

(7) 集団分析結果活用研修の実施

受託者は県内 2 か所（新潟・長岡）で各 1 回ずつ、所属長等を対象に集団分析結果活用に係る研修会を 12 月末までに開催する。

研修会では集団分析の目的及び結果の見方、職場環境改善の進め方や改善例などの具体的な方法について説明すること。

実施にあたっては、委託者と協議の上、学校等職場の特性に応じた企画とし、新型コロナウイルス感染症対策（会場、講師の選定、対象人数、受講者の衛生管理等）を講じた上で実施する。

また、研修会場の確保、当日の会場設営・運営及びアンケート集計等は、受託者において実施する。

開催方法については、原則、集合研修とするが、やむを得ない場合は、動画配信で実施する。

集団分析活用研修開催後速やかに委託者が指定する様式により委託者へ結果を報告する。

8 ストレスチェック実施結果の帰属

個人結果データ及び集団ごとの集計・集団分析結果は全て委託者に帰属するものであり、受託者は委託者の承認を受けずに公表・第三者への提供をしてはならない。

委託者が受託者へ提供した過去のストレスチェック実施結果も同様とする。

9 個人情報の保護等

個人情報の保護については十分注意し、対策を確実に実施するとともに、本業務の実施に関して知り得た情報の内容を目的外に使用し、また第三者に提供してはならない。

また、WEB サイト利用に当たってのセキュリティ対策は万全を期すこと。

10 再委託の制限

受託者は本業務の全部又は主要な部分（運営・管理）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、医師面接指導等、外部の専門職等に委嘱する必要がある内容についてはあらかじめ委託者の了解を得て行うことができる。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

また、契約者との協議により、本仕様書の内容が変更になる場合がある。

別表1

分析単位	予定件数	備考
① 全体	1	新潟県教育委員会
② 所属ごと	133	受検者 10 人以上の所属 ※ 県立幼稚園は職員数が 10 人未満のため、集団分析は実施しない。 ※ 受検者 10 人未満の所属は該当所属種ごとに集計したものを納品 但し、幼稚園については該当所属種がないため、新潟県教育委員会全体のものを納品
③ 所属種ごと	5	本庁、出先・教育機関、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 幼稚園は 1 所属のみのため省略
④ 男女ごと	2	男性、女性 ※ 必要に応じて他の分析単位とクロスさせる。
⑤ 年代ごと	5	29 歳以下、30 歳以上 39 歳以下、40 歳以上 49 歳以下、50 歳以上 59 歳以下、60 歳以上
⑥ 職種ごと	9	事務職、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校技術員、その他
⑦ 時間外・休日勤務時間ごと	5	45 時間以下、45 時間超 60 時間以下、60 時間超 80 時間以下、80 時間超 100 時間以下、100 時間超
⑧ 地域ごと	6	エリア①（新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村） エリア②（新潟市） エリア③（三条市、加茂市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町、阿賀町、③長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村） エリア④（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町） エリア⑤（糸魚川市、妙高市、上越市） エリア⑥（佐渡市）

別表2

納品先	データ内容
① 所属	所属ごとの集計及び集団分析結果データ
② 委託者（福利課）	集団ごと（全体、所属ごと、所属種ごと、男女ごと、職種ごと、時間外・休日勤務時間ごと）の集計及び集団分析結果データ、封書の場合は親展記載、メールの場合はパスワード設定をするなど情報漏洩を防止できる方法で納品する。
③ 委託者（福利課） 実施者	個人結果データ。実施者のみ保有、封書の場合は親展記載、メールの場合はパスワード設定をするなど情報漏洩を防止できる方法で納品する。